② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。

③ 予定価格が1,000万円を超える場合に限り、本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を求める場合がある。

④ 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務の場合において、落札者となるべき者の入札価格が中国地方整備局が定める品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査と同等の調査を行うものとする。

⑸ 手続における交渉の有無　無

⑹ 契約書作成の要否　要

⑺ 関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。

⑻ 本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑼ 入札執行回数は原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合がある。また、再度入札にあたっては、補足の現場説明を行う場合がある。なお、予算決算及び会計令第99条の２の規定による随意契約は適用しない。

⑽ 歩掛見積に関する事項　本業務は、入札参加資格者に対して歩掛見積の提出を求め、採用した歩掛見積をもとに予定価格を作成する。歩掛見積作成に必要な条件については、別途送付する見積依頼書によること。なお、採用した歩掛見積については、別途入札参加資格者に配布する。

⑾ 上記３⑷に該当する者は、現に上記２⑴１）①イ）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない場合であっても、上記３⑸により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

なお、中国地方整備局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格を開札の日までに認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者の行った入札に該当し、入札は無効とする。

⑿ 本業務にかかる落札決定及び契約締結は、令和８年４月１日とするが、当該業務にかかる令和８年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。又、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

⒀ 詳細は入札説明書による。

5 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : MAETA Fumio Director of Chugoku Technical and Engineering Office, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵ Classification of the services to be procured : 42

⑶ Subject matter of the contract : Water analysis management

⑷ Time-limit to express interests : 3 : 00 P.M. 10 February 2026

⑸ Bid Opening : 11 : 00 A.M. 17 March 2026

⑹ Time-limit for the submission of tenders by erectric bidding system : 3 : 00 P.M. 16 March 2026 (by bringing : 3 : 00 P.M. 16 March 2026)

⑺ Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Chugoku Technical and Engineering Office, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―8―1 Funakoshi-minami, Aki-Ward, Hiroshima-City, Hiroshima-Prefecture 736―0082, TEL : 082―822―2340 email : chugi-k@cgr.mlit.go.jp

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和８年１月30日

分任支出負担行為担当官　沖縄総合事務局

那覇港湾・空港整備事務所長　髙阪　雄一

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1 業務概要

⑴ 品目分類番号　42

⑵ 業務名　令和８年度那覇港航行安全支援業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶ 業務内容　本業務は、那覇港新港ふ頭地区ふ頭再編整備事業の実施にあたり、工事の安全と円滑な遂行及び付近を航行する船舶の安全確保のため、工事に関する情報、航行船舶の情報、気象海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を工事関係者及び通行船舶等に速やかに伝達するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・航行安全支援業務　１式
・打合せ　１式
・協議・報告　１式
・成果物　１式

⑷ 履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで。

⑸ 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が200万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。なお、予定価格が200万円を超え1,000万円以下の業務においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を設定するものとする。

⑹ 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺ 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑻ 本業務は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行業務である。

⑼ 本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

⑽ 本業務は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された業務実績を企業及び技術者の実績として評価する業務である。

⑾ 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

⑿ 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する業務である。

⒀ 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて」の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

⒁ 本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和８年４月１日とするが、当該業務に係る令和８年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札の決定及び契約の締結は令和８年４月１日とする。ただし、当該業務に係る令和８年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。

2 指名されるために必要な要件

入札参加者は、２―１に掲げる資格を満たしている単体企業又は２―２に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。